

住宅用防災機器設置に伴う建築確認等に係る事務処理要領

1. 目的

この事務処理要領は、「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成16年法律第65号）」及び関係政省令並びに市町村条例の施行により、平成18年6月1日から新築住宅に、平成23年6月1日から既存住宅に、消防法（昭和23年法律第186号）第9条の2に規定する住宅用防災機器の設置が義務付けられるのに伴い、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第93条第1項ただし書きに該当する住宅についての法の規定に基づく建築確認及び完了検査等に関する事務処理の方法を定めることを目的とする。

2. 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 住宅用防災機器 消防法第9条の2に規定する住宅用防災機器をいう。
- (2) 各階平面図 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第1条の3第1項、表二の(六十五)項に掲げる消防法第9条の2第1項に規定する住宅用防災機器の位置及び種類を明示した各階平面図のことをいう。
- (3) 消防長等 建築物の所在地を管轄する消防長又は消防署長をいう。

3. 確認申請書の受理

- (1) 確認申請書に添付すべき図書のうち各階平面図は、申請者より3部（申請書正副分含む）提出させるものとする。
- (2) 各階平面図における住宅用防災機器の位置及び種類の明示方法については、各階平面図の住宅用防災機器を設置する室及び場所に機器のシンボルを記載（シンボルには機器の種類を示した凡例を表示）するほか、特記事項として、「住宅用防災機器の設置にあたっては、安来市火災予防条例第29条の3または第29条の4に定める基準に従い、適法に取り付けます。」を記載させる。また、消防長等あての「住宅用防災機器設置計画書（別記様式1）」に必要事項を記載させるものとする。

4. 確認審査及び確認済証交付

- (1) 建築主事又は指定確認検査機関は、法第6条第1項及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条第1号の規定により、申請内容が、消防法第9条の2第1項及び同条第2項に基づく市町村条例の規定（以下「消防法令の規定」という。）に適合しているかどうかについて審査する。
- (2) 建築主事又は指定確認検査機関は、法第93条第4項の規定に基づく消防通知に各階平面図（住宅用防災機器設置計画書を含む。）を添付する。

5. 完了検査申請書の受理及び消防長等への通知

- (1) 完了検査申請にあたっては、規則（様式）に規定する第十九号様式、5. 第四面関係、⑨に基づき、備考欄に住宅用防災機器の工事監理の状況を記載させる。

6. 完了検査及び検査済証交付

- (1) 建築主事又は指定確認審査機関は、住宅用防災機器が建築確認どおりに設置されているかどうか

かを現場で検査し、消防法令の規定に適合することを確認した場合には建築基準関係規定に適合するものとして検査済証を交付する。

7. 計画変更

- (1) 住宅用防災機器の機種変更及び確認時と同一の室・場所における位置変更は、軽微な変更として取り扱う。
- (2) 住宅用防災機器を設置する室・場所の変更及び設置個数の増減等、上記の軽微な変更以外のすべての変更は、計画変更として取り扱う（手数料は、床面積の合計が 30 m²以内のものに相当する額）。
- (3) 既存住宅部分における住宅用防災機器のみの変更については、すべて軽微な変更として取り扱う。
- (4) 計画変更及び計画変更の確認済証交付に関する事務処理は、4. 確認審査及び確認済証交付に定める事務処理に準ずるものとする。

8. その他

- (1) 法第93条第1項の規定による消防同意物件についても同様の提出書類を使用する。
- (2) 事務処理要領の施行に当たっては、管轄区域内の消防長等との連携により、地域に応じて柔軟に運用することとする。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。